

令和 7 年 12 月 9 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

## 文化スポーツ観光常任委員会報告資料

文化スポーツ観光局

ページ

1	パスポートセンター出張窓口の見直しについて	1
2	神奈川県立県民ホール本館再整備基本構想素案について	3
3	公立中学校における部活動の地域移行について	8
4	ユーシンロッジの廃止について	10

# 1 パスポートセンター出張窓口の見直しについて

パスポートを取得するためには、これまで申請と受取の2回、窓口へ出頭する必要があったが、旅券制度の変更によって、令和7年3月24日より、新規・更新を問わず、オンラインで手続きを行う場合には、申請時の出頭が不要となった。これに伴い、申請のみを受け付けている出張窓口の利用者が減少しているため、来年度から出張窓口の運営を一部見直す。

## (1) 出張窓口の概要

県では、パスポートの申請及び交付を扱う常設窓口4か所（移譲市町運営分を除く）のほか、申請のみを受け付けている出張窓口2か所を設けている。

### ア 横須賀出張窓口

開所場所 横須賀合同庁舎 会議室

開所日 毎週火曜日

### イ 平塚出張窓口

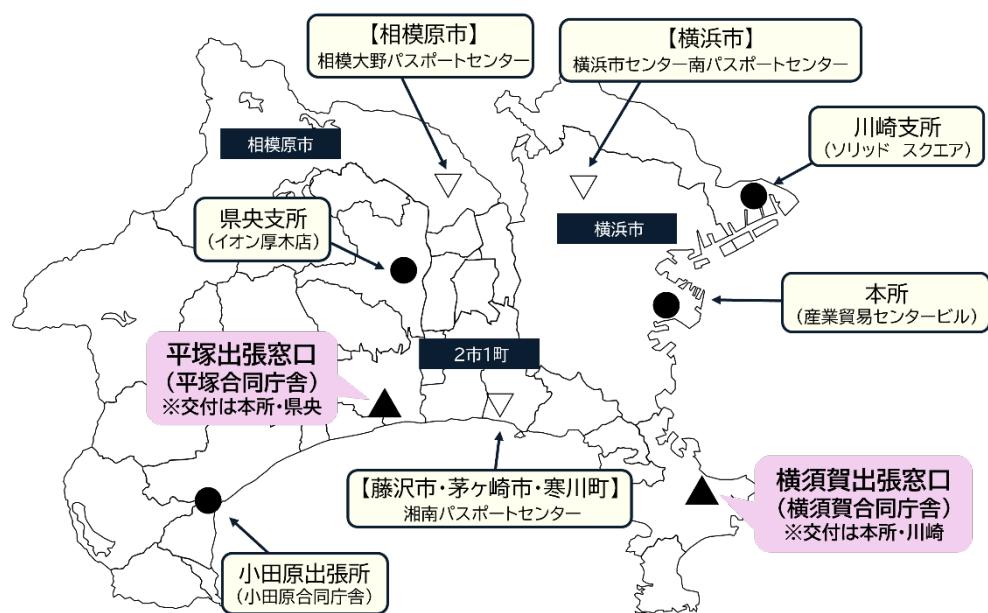
開所場所 平塚合同庁舎 会議室

開所日 毎週木曜日

※ 令和8年1月に、平塚合同庁舎の再整備のため、平塚出張窓口を含む入庁機関全てが元平塚商業高校の旧校舎に仮移転する。

## 【県内パスポートセンター所在図】

(●：県運営常設窓口、▲：県運営出張窓口、▽：移譲市町運営)



## (2) 出張窓口の申請者数の状況

オンライン申請の大幅な増加により、出張窓口の利用者が大幅に減少している。

(単位：件)

出張窓口		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7*
横須賀	申請数	9,934	9,082	1,228	1,568	3,821	7,151	6,514	2,093
	1日平均	195	185	26	31	76	140	130	<u>75</u>
平塚	申請数	4,335	4,343	455	609	1,715	3,631	3,340	981
	1日平均	88	87	9	12	39	73	67	<u>32</u>

※ 令和7年度は4月から10月までの実績

## (3) 運営の見直し

申請のみを受け付ける出張窓口の機能は、オンラインで代替可能となっており、利用者も大幅に減少している状況を踏まえ、令和8年度は出張窓口の開所回数を月2回とする。

その後、出張窓口の申請数の状況を踏まえて、改めて出張窓口のあり方について検討を行う。

## (4) 今後の予定

令和8年1月 平塚合同庁舎再整備に伴う平塚出張窓口の仮移転

出張窓口の運営見直しの周知

令和8年4月 出張窓口の運営見直しを実施

## 2 神奈川県立県民ホール本館再整備基本構想素案について

### (1) 策定の経緯

神奈川県立県民ホール本館（以下「県民ホール」という。）の建替えに当たり、これまでの県民ホールが果たしてきた役割を踏まえた上で、新たな県民ホールが目指すべき理念、求められる機能や設備等を整理するため、神奈川県立県民ホール本館再整備基本構想（以下「基本構想」という。）を策定することとし、このたび、素案を作成した。

### (2) 検討経過

神奈川県立県民ホール本館再整備基本構想策定委員会を次のとおり開催し、基本構想について議論した。

回	開催日	主な議題
1	令和7年5月13日（火）	基本構想骨子案について 各回の検討内容案について
2	令和7年6月11日（水）	再整備の基本方針について
3	令和7年7月7日（月）	前提条件の整理について 理念及び基本方針について
4	令和7年8月6日（水）	施設整備について
5	令和7年9月4日（木）	施設整備について
6	令和7年10月9日（木）	施設整備について 管理運営について 期待できる県民生活への効果について
7	令和7年11月7日（金）	基本構想素案について

※ 今後、令和8年2月4日（水）第8回委員会で、基本構想案について議論する予定

### (3) 基本構想素案の概要

- ア 基本構想策定の背景・趣旨
- イ 文化芸術及び文化施設の動向
  - (ア) 上位計画及び関連計画の整理
  - (イ) 全国の公立文化施設、県内のホール・アリーナ・ギャラリー等の状況
  - (ウ) 文化芸術及び文化施策に関する長期的な動向
- ウ 県民ホールの現状と課題

- (ア) 現在の県民ホールの概要・利用状況・利用者属性等
- (イ) 現在の県民ホールの課題
- (ウ) 県民の意見

## エ 県民ホールのあり方に関する県の検討状況

- (ア) 県民ホールの建替え判断に至った経緯（検討結果）
- (イ) 基本構想の策定に向けて
  - a 神奈川県立県民ホール本館再整備基本構想策定委員会の設置
  - b 県民参加の取組

「知事と当事者とのオンライン対話」や「みんなでつくる県民ホールアイデアコンテスト」などの取組を実施

- c 県民参加の取組から把握した新県民ホールに対する意見

## オ 理念と方針

- (ア) 基本理念と基本方針

### a 基本理念

「県民の文化芸術のホームと感じられる拠点～人・文化・街がつながる～」

### b 基本方針

基本理念を実現するための5つの基本方針

- I あらゆる人々が文化芸術に出会う広場
- II プロフェッショナルな文化芸術の創造と鑑賞の場
- III 県民が集う文化芸術活動の場
- IV 国内外の団体等との連携拠点
- V 持続可能な施設

- (イ) 運営方針

基本方針を実現するための9つの運営方針

- ① 人々が集まり交流する文化芸術の広場になる
- ② 国内外の優れた文化芸術の出会いの場を提供する
- ③ 優れた文化芸術作品を創造する
- ④ 県民の文化芸術活動を後押しする
- ⑤ 国内外の劇場や文化芸術団体と交流する
- ⑥ 文化芸術活動に係る情報を蓄積し公開する
- ⑦ 県内の文化施設や文化芸術団体のハブとなる
- ⑧ 文化芸術に関わる職能を確立し、専門的人材のキャリア形成を支援する
- ⑨ 持続可能な維持管理及び運営をする

## カ 管理運営

- (ア) 管理運営の基本的な考え方
- (イ) 運営体制と職能
- (ウ) 公立文化施設の収支構造
- (エ) 安全・リスクマネジメント
- (オ) 管理運営手法について

#### キ 施設整備

- (ア) 施設整備の基本的な考え方
- (イ) 機能エリア別の概要と諸室のイメージ

##### a 大ホール

###### 【概要】

本格的なオペラ、バレエが実施できる多機能ホール

###### 【諸室等のイメージ(例)】

客席2,000～2,400席程度、主舞台、両袖舞台（それぞれ主舞台と同等の広さ）及び奥舞台（主舞台の半分程度の広さ）など

##### b 中ホール

###### 【概要】

県民の文化芸術活動の発表ができる多機能ホール

###### 【諸室等のイメージ(例)】

客席600～800席程度、主舞台及び両袖舞台（合わせて主舞台と同等の広さ）など

##### c ギャラリー

###### 【概要】

本格的な美術展示が実施できるギャラリー

###### 【諸室等のイメージ(例)】

合計1,200m<sup>2</sup>程度の展示空間

##### d 練習室

###### 【概要】

様々な用途に利用できる多機能空間

###### 【諸室等のイメージ(例)】

大（270m<sup>2</sup>程度）×複数室、中（135m<sup>2</sup>程度）×複数室

##### e 製作工房

###### 【概要】

多様な舞台公演を安定的に上演するためのバックヤード

###### 【諸室等のイメージ(例)】

映像、衣裳・幕類、材料加工、組立・塗装など

##### f 交流機能

## 【概要】

誰でも自由に入り出しき、文化芸術と新たに出会える場

## 【諸室等のイメージ(例)】

ロビー、休憩スペース、展望スペース、情報コーナー、案内機能、教育機能、展示・イベント・ライブビューリング機能、飲食機能など

### g その他機能

## 【概要】

あらゆる人が安心して利用し、また働く環境

## 【諸室等のイメージ(例)】

事務所等、託児機能、特別室、親子室（多目的室）、ヒアリングループ・タブレット等、事業者用スペース、備蓄倉庫など

### (ウ) 整備を進める上で配慮すべき事項

### (エ) 施設整備手法

#### a 整備手法

整備手法には、従来方式、設計・施工一括発注方式、ECI方式、PFI方式、市街地再開発事業などがあるが、県民ホールの再整備に最適な手法を今後検討していく。

#### b 建設費試算

376.2億円から527.8億円程度（設計費・工事監理費等、建設費以外は含まない）

#### ※試算の条件

延床面積：28,500 m<sup>2</sup>（現在の県民ホールと同規模）から34,050 m<sup>2</sup>（最大）程度を見込む

平米単価：132万円/m<sup>2</sup>（令和5年度の予備調査時の想定）から155万円/m<sup>2</sup>（昨今の事例の最大値）を見込む

### (オ) 関係法令の規制

### ク 期待できる県民生活への効果

#### (ア) 県民の文化芸術活動への効果

##### a 県民の文化芸術活動の活性化

##### b プロのアーティスト等と協働、共演する機会の創出

##### c 子どもたちが文化芸術と出会う機会の創出

#### (イ) 地域や暮らしへの効果

##### a 地域ブランドの向上と愛着や誇りの醸成

##### b 地域全体における文化芸術の持続的発展

##### c 賑わいの創出と周辺地域の活性化

(ウ) 共生社会への効果

- a 多様な価値観への理解の促進
- b 誰もが活躍できる「居場所」と「生きがい」の創出
- c 雇用の創出など

(エ) 経済波及効果

ケ その他

- (ア) (仮) 収支見込 (概算)
- (イ) 県民ホール再開までの県民の鑑賞機会の確保と基盤強化
- (ウ) 今後の進め方・スケジュール等

**(4) 今後のスケジュール**

令和7年12月 素案についてパブリックコメントを実施

令和8年2月 基本構想案の取りまとめ

第1回県議会定例会文化スポーツ常任委員会に基本構想案を報告

3月 基本構想を策定

**＜別添参考資料＞**

- ・参考資料 神奈川県立県民ホール本館再整備基本構想素案

### 3 公立中学校における部活動の地域移行について

令和5年度～令和7年度の改革推進期間において、各市町村が地域の実情に応じて学校部活動の地域移行の取組を進められるよう、令和5年10月に示した「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」に基づき実施している、市町村への支援に係る取組状況等について報告する。

#### (1) 主な取組

##### ア 県部活動地域移行連絡会などの会議の開催

- ・ 市町村や地域のスポーツ・文化芸術団体等が、部活動の地域移行に係る国の動向や県内外の先行事例等を共有する連絡会及び広域的な課題を協議する会議を開催した。
- ・ 中学校部活動に関するワーキンググループを設置し、今後の取組の方向性について関係団体から意見を聴取した。

##### イ 地域クラブ活動コーディネーターの配置

- ・ 各市町村の地域移行の取組や検討状況の把握、広域連携が必要な地域の支援や、近隣市町村間の連携に係る情報共有など、市町村の体制整備を支援する地域クラブ活動コーディネーターを2名配置した。
- ・ コーディネーターが全市町村を訪問し、進捗状況の把握や各市町村の課題に応じた助言、検討会議への参加等を実施した。

##### ウ 広域的な指導者人材バンクの利用促進

- ・ 令和6年1月に、部活動の地域移行に伴い指導者を広域的に確保するため「かながわ地域クラブ活動指導者データベース」の運用を開始した。

また、登録希望者に対して「かながわ地域クラブ活動指導者研修講座」として体罰・ハラスメントの防止等の研修を実施した。

- ・ 令和7年11月から、同データベースをシステム化している。

また、体罰・ハラスメントの防止等の研修をオンラインで実施している。

##### エ 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業の実施

- ・ 運営団体・実施主体等の体制整備、技術指導を行う指導者を確保した。

関係団体・分野との連携等について、先行的に取り組む市町村で実証事業を実施した。

- ・ 令和7年度は、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、秦野市、南足柄市、大磯町、山北町、開成町で実施した。

## (2) 令和7年度における市町村の取組状況

### ア 県内市町村の進捗状況

- (ア) 国の実証事業を活用し取組を実施：9
- (イ) 自治体独自に地域移行の取組を実施：1
- (ウ) 外部人材を活用するなど地域と連携した取組の実施：23

### イ 取組を進めるうえでの課題

コーディネーターが市町村を訪問する中で、主に次のような課題が挙がっている。

- ・ 自治体の推進体制の整備
- ・ 受け皿となる運営主体・実施主体の体制整備
- ・ 指導者の確保及び質の保障
- ・ 活動場所の確保
- ・ 休日と平日の指導の一貫性
- ・ 持続可能な活動とするための財源の確保
- ・ 大会参加・運営等

## (3) 国の動き

- ・ 国が令和7年10月30日に公表した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）骨子では、令和8年度から地域移行という名称を地域展開と改め、令和8年度からの6年間を改革実行期間とされている。
- ・ ガイドライン骨子に対するパブリック・コメントの結果を踏まえ、ガイドラインを公表する。

## (4) 本県の対応

国のガイドラインを基に、県の方針改訂について検討を進めていく。

## 4 ユーシンロッジの廃止について

ユーシンロッジは、老朽化等により安全性の確保が困難な状況にあるため、廃止することとし、今後、手続き等を進めていく。

### (1) 施設概要

設置年月日 昭和45年3月30日

所 在 地 足柄上郡山北町玄倉597-15

施設面積 建物 931.98m<sup>2</sup> RC 2階建

土地 1,385.18m<sup>2</sup>

設置目的 県民レクリエーションの高揚を図るための野外休憩施設

### (2) 経緯

#### ア 県有施設の見直しに係る整理

平成25年度、26年度の緊急財政対策で掲げた「県有施設の見直しの方向性」に基づき、施設の移譲に向けて取り組んだが、実現できなかったことから、平成31年第1回定例会において、「今後も見直しを継続する施設」として、民間への移譲について検討することを報告した。

また、令和4年第1回定例会においては、引き続き関係者との調整を進め、今後のあり方について検討することを報告した。

#### イ 移譲等に向けた調整

上記「県有施設の見直しの方向性」に基づき、山北町や民間への移譲等に係る調整を重ねたものの、実現には至らなかった。

#### ウ 施設の現況

当該施設は、設置から55年が経過し、老朽化が進行していることに加え、平成22年に実施した耐震診断調査結果では、「震度6から7程度の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性がある」とされており、大規模地震が発生した場合、倒壊の可能性がある。

また、平成19年1月に玄倉林道のトンネルに亀裂が発見されたことを契機として、平成19年度より宿泊施設としては休業しており、建物内部への立入を禁止する措置を講じているが、不審者の侵入が確認されている。

### (3) 今後の方向性

当該施設をこれ以上放置しておくことは、安全性の面から危険な状況であり、山北町の一定の理解が得られたため、当該施設を廃止すること

とし、速やかな除却に向けた調査・設計等を進める。

なお、跡地については、周辺一帯の崩落しやすい地質などの現地の状況を踏まえた上で、どのような活用が考えられるのか、町とともに検討していく。

#### (4) 今後の予定

令和8年度 除却等に向けた調査・設計等

令和9年度以降 除却工事開始